

2010年度法務研究科法務専攻教育課程表 (2010年度以降入学者対象 ただし2010年度入学の法学既修者を除く)

配当群	1 年 次					2 年 次					3 年 次					修了要件 単位数
	授 業 科 目	単 位	開講学期		担 当 者	授 業 科 目	単 位	開講学期		担 当 者	授 業 科 目	単 位	開講学期		担 当 者	
			前	後				前	後					前		後
法 律 基 本 科 目	①	◎公法 (人権)	2	○		矢口	◎公法 (行政救済法)	2	○			◎公法演習 II	2	○		12 40 14 10 以上 26 以上
		◎公法 (統治機構)	2	○		矢口	◎公法演習 I	2	○							
		◎公法 (行政法総論)	2	○		安達										
	②	◎民法 (総則・物権)	4	○		田口	◎商法 I	2	○			◎民事法演習 IV	2	○		
		◎民法 (債権総論・担保物権)	4	○		鶴藤	◎商法 II	2	○			◎民事法演習 V	2	○		
		◎民法 (債権各論)	4	○		鶴藤	◎民事訴訟法 II	2	○			◎民事法演習 VI	2	○		
		◎民法 (親族)	2	○		丸山	◎民事法演習 I	2	○			◎民事法総合演習 I	2	○		
		◎民法 (相続)	2	○		丸山	◎民事法演習 II	2	○			◎民事法総合演習 II	2	○		
		◎民事訴訟法 I	2	○		栗田	◎民事法演習 III	2	○							
	③	◎刑法総論 I	2	○		近藤	◎刑事訴訟法	4	○			◎刑事法演習 II	2	○		
◎刑法総論 II		2	○		近藤	◎刑事法演習 I	2	○								
◎刑法各論		2	○		近藤											
実務基礎科目	◎法曹倫理	2	○		森田	◎民事実務	2	○			裁判外紛争処理(ADR)特講	2	○			
						◎刑事実務	2	○			登記実習	1				
						リーガルクリニック	2				エクスターンシップ	1				
						要件事実論	2	○								
基礎法学	◎法情報学	2	○		中村	法哲学	2	○								
	比較法	2	○		小森田	法社会学	2	○								
	日本近現代法史	2	○		吉井	家族と紛争	2	○								
隣接科目	会计学	2	○		戸田	地方自治論	2	○								
	政治学	2	○		郷田	自治体経営論	2	○								
展 開 ・ 先 端 科 目	◎司法制度論	2	○		中村 矢口	倒産処理法	2	○			社会保障法	2	休	講		
						倒産処理法特論	2	○			経済法	2	○			
						自治体法	2	○			経済法特論	2	○			
						国際関係法	2	○			消費者法	2	○			
						国際人権法	2	○			金融法	2	○			
						環境法	2	○			資本市場と法	2	○			
						環境法特論	2	○			有価証券法	2	○			
						教育法	2	○			情報公開法制	2	○			
						労働法	2	○			税法	2	○			
						労働法特論	2	○			税法特論	2	○			
						知的財産法	2	○			刑事政策	2	○			
						知的財産法特論	2	○			国際人権法演習	2	○			
						中小企業法	2	○			自治体法務演習	2	○			
						医事法	2	○								
						少年法	2	○								
						国際私法	2	○								
					国際私法特論	2	○									

※リーガルクリニック担当者：専任教員全員、小豆澤、三宮、本間

【備考】

◎は必修科目を示す ●は新設科目を示す

履修方法

- 授業科目の履修は、教育課程表のうちから102単位以上を選択履修すること。その内訳は次のとおりとし、1年間に履修登録できる単位数は1年次については40単位、2年次については34単位、3年次については44単位以内とする。
 - 法律基本科目①から12単位
 - 法律基本科目②から40単位
 - 法律基本科目③から14単位
 - 実務基礎科目から10単位以上
 - 基礎法学、隣接科目、展開・先端科目の各配当群から26単位以上
- 法学既修者については、教育課程表上1年次を2年次、2年次を3年次として扱う。この場合、1年次配当の法律基本科目30単位及び司法制度論2単位はすでに修得したものとみなす(但し、6単位までは単位修得したものとみなされないことがある)。また上記1にかかわらず、1年間に履修登録できる単位数は38単位(1年次配当科目のうち単位修得したものとみなされない科目のある者は40単位、3年次については44単位)以内とする。
- 2年次に「市民と自治体コース」「地域と企業コース」のいずれかのコースを選択し、その選択したコースに列挙された以下の科目群から5科目(10単位)以上を修得しなければならない。

「市民と自治体コース」 地方自治論、自治体経営論、自治体法、国際人権法、環境法、教育法、社会保障法、消費者法、情報公開法制、有価証券法、税法

「地域と企業コース」 会计学、倒産処理法、環境法、労働法、知的財産法、中小企業法、消費者法、金融法、有価証券法、税法
- 「倒産処理法」、「経済法」、「環境法」、「労働法」、「知的財産法」、「税法」、「国際私法」を修得した場合のみ、それぞれの「特論」科目を履修できるものとする。

進級要件 (1年次から2年次)

1年次終了までに、1年次配当の必修科目の単位数(36単位)のうち22単位以上を修得し、かつ、1年次配当の法律基本科目のうち①公法系より4単位以上、②私法系より10単位以上、③刑事系より4単位以上を修得していなければならない。

修了要件

- 法務研究科の修了要件は、本研究科に3年以上在学し、各科目について定められた所定単位を修得することとする。
- ただし、法学既修者である本研究科が認めた者の修了要件は、1にかかわらずその在学期間を2年以上とする。
- 修了認定時におけるGPAが1.8以上であること。